

利用料金

(1) 第一号通所事業（通所型サービス）の利用料

【基本部分】

利用者負担金は原則として、負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

円/月

		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
通所型サービス	事業対象者	17,980	1,798	3,596	5,394
	要支援1				
	日割りの場合（1日）	590	59	118	177
	事業対象者	36,210	3,621	7,242	10,863
	要支援2				
	日割りの場合（1日）	1,190	119	238	357

※基本利用料は、中野市が国で定める金額を準用した金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算・減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算・減算されます。

円/月

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額			
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供体制強化加算（I）イ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	要支援1	880	88	176	264
		事業対象者				
		要支援2	1,760	176	352	528
		事業対象者				
送迎減算	家人が送迎した場合 (円/回)		-470	-47	-94	-141
介護職員等処遇改善加算（I）	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注意1）		所定単位数の92/1,000			

注1）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超過してサービスを利用した場合、1時間につき1,000円の延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき720円の実費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
理美容代	2,400円
洗濯代	1回につき200円
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。